

原発事故時には自主的避難等対象区域内に住居がなかったが、自主的避難等対象区域内への引越しが決まっておらず、現に原発事故時以降自主的避難等対象区域内での滞在と生活を継続し、その後の平成23年中に懐妊した女性について、生活費増加費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

① 申立人が自主的避難等対象者と同等に扱われる者として、放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けたことに伴う以下の損害

ア 自主的避難対象区域内に滞在したことによって生じた生活費増加費用 200,000円

イ 自主的避難対象区域内に滞在したことにより、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害 200,000円

期間 平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

② 放射線測定器購入費用 8,800円

期間 平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金408,800円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目①ア及び②（但し、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月18日

(仲介委員 尾野恭史)